東京都自動車環境管理指針

平成28年3月24日東京都告示第522号

1 目的

この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。)第28条第1項に規定する特定事業者が、自動車がもたらす環境への負荷(以下「自動車環境負荷」という。)を低減するために取り組む措置等の内容について定めることを目的とする。

2 用語

この指針において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

- 3 自動車環境管理計画書の作成等
 - (1) 特定事業者は、二酸化炭素、粒子状物質、窒素酸化物等の自動車環境負荷を低減させる視点から、条例第 28 条第1項の規定により、次に掲げる事項を記載した自動車環境管理計画書を作成し、知事が別に定める点検表を添えて知事に提出するものとする。
 - ア 自動車環境負荷を低減するための取組に関する基本方針の策定に関すること。
 - イ 自動車環境負荷を低減するための取組の推進体制の整備等に関すること。
 - ウ 自動車から発生する温室効果ガス及び排出ガスの排出量の削減目標の設定等に関すること。
 - エ 平成 28 年東京都告示第 520 号による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 35 条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱(平成 22 年東京都告示第 1610 号)に規定する特定低公害・低燃費車等の導入の取組に関すること。
 - オエコドライブの取組に関すること。
 - カ 自動車の使用の合理化の取組に関すること。
 - キ 他者の自動車を利用する場合における自動車環境負荷を低減するための取組に関すること。
 - ク その他自主的に取り組む事項
 - (2) 特定事業者は、自動車環境負荷を低減するための取組のうち(1)の工及び才を基本的な取組事項(以下「基本対策」という。)として、計画に盛り込み、実施するものとする。
 - (3) 自動車環境管理計画書の作成は、事前に(1)の点検表を作成し、その内容を踏まえて行うものとする。
 - (4) 特定事業者が作成する自動車環境管理計画書の様式は、別記第1号様式によることとする。
 - (5) 自動車環境管理計画書及び(1)の点検表の作成に当たっては、二酸化炭素については 別表第1に掲げる排出係数を用いることとし、粒子状物質及び窒素酸化物については知 事が別に定める係数を用いることとする。
- 4 自動車環境負荷を低減するための取組に関する基本方針の策定

特定事業者は、自動車環境負荷を低減するための目標及び当該目標を達成するために行 う取組について、具体的な目標数値又は取組事項を盛り込んだ基本方針を定め、実施する ものとする。

- 5 自動車環境負荷を低減するための取組の推進体制の整備等
 - (1) 特定事業者は、自動車環境負荷を低減するための取組を着実かつ効果的に推進するため、当該取組を組織的に行うための体制を整備するよう努める。
 - (2) 特定事業者は、自動車環境管理者について、組織内における位置付け、条例第33条第1項に規定する職務の具体的内容等を明確化するものとする。
 - (3) 自動車環境管理者は、その職務の一つとして、自動車環境管理計画書に記載された事項の実施による効果、改善点等を把握し、特定事業者に対して必要な助言又は提案を行うものとする。
 - (4) 特定事業者は、自動車環境負荷の低減に関し、自動車環境管理者の助言又は提案を取り入れ、実施するよう努める。
- 6 自動車から発生する温室効果ガス及び排出ガスの排出量の削減目標の設定等 特定事業者は、次に掲げるところにより、特定事業者が使用する自動車から発生する二 酸化炭素、粒子状物質及び窒素酸化物の排出量の削減を進めるための目標値の設定等を行 うものとする。
 - (1) 二酸化炭素について
 - ア 目標値の設定等の目安となる排出量の実績値は、平成23年度から平成27年度までの排出量の実績値のうちから連続する3箇年度(以下「特定年度」という。)を選択し、その排出量の平均値(特定年度を選択できない理由があると知事が認める場合は、知事が別に定める方法により求めた排出量)とするものとする。
 - イ 排出量の削減を進めるための目標値として、自動車環境管理計画書の計画期間にお ける平均排出量を設定するものとする。
 - ウ アの実績値からイの目標値を減じて得た値をアの実績値で除して得た値に 100 を 乗ずることにより、削減率を求めるものとする。
 - (2) 粒子状物質及び窒素酸化物について
 - ア 目標値の設定等の目安となる排出量の実績値は、自動車環境管理計画書を提出した 日の属する年度の前年度の排出量(前年度の排出量がない場合は、知事が別に定める 方法により求めた排出量)とするものとする。
 - イ 排出量の削減を進めるための目標値として、自動車環境管理計画書の計画期間の最 終年度における排出量を設定するものとする。
 - ウ アの実績値からイの目標値を減じて得た値をアの実績値で除して得た値に 100 を 乗ずることにより、削減率を求めるものとする。

7 特定低公害・低燃費車等の導入の取組

特定事業者は、次に掲げるところにより特定低公害・低燃費車の導入計画を定め、実施するものとする。

- (1) 200 台以上の自動車を使用する特定事業者にあっては、条例第 35 条の規定により、特定低公害・低燃費車の導入割合を、平成 32 年度の末日において、平成 28 年東京都告示第 521 号による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第 17 条第 3 項に規定する知事が別に定める自動車に換算する方法を定める要綱(平成 22 年東京都告示第 1611 号)に規定する換算後の低公害・低燃費車(以下「換算後の低公害・低燃費車」という。)に換算して 15 パーセント以上の水準となるように自動車の更新等を積極的かつ計画的に進めるものとする。
- (2) 200 台未満の自動車を使用する特定事業者にあっては、特定低公害・低燃費車の導入

割合を、平成32年度の末日において、換算後の低公害・低燃費車に換算して15パーセント以上の水準となるように自動車の更新等に努める。

(3) 使用する自動車に対応する特定低公害・低燃費車が供給されていない場合等により、特定低公害・低燃費車への更新が困難なときは、特定低公害・低燃費車以外の低公害・低燃費車等に更新するものとする。

8 エコドライブの取組

- (1) 特定事業者は、二酸化炭素、粒子状物質及び窒素酸化物の排出削減を図り、計画的に燃料使用量の抑制に努めるため、別表第2の(1)に掲げる手法等により組織的かつ継続的にエコドライブを行うための計画を定め、実施するものとする。
- (2) (1)のエコドライブの計画及び実施に当たっては、自動車走行距離及び燃料使用量を定量的に把握するよう努める。

9 自動車の使用の合理化の取組

特定事業者は、それぞれの業種及び業態に応じ、二酸化炭素、粒子状物質及び窒素酸化物の排出削減を図り、計画的に自動車走行距離及び燃料使用量の抑制に努めるため、別表第2の(2)に掲げる手法等により自動車の使用を合理化するための計画を定め、実施するものとする。

10 他者の自動車を利用する場合における自動車環境負荷を低減するための取組の推進 特定事業者は、事業活動に係る貨物、商品及び製品(以下「貨物等」という。)の搬入等 のため、他者の自動車を利用している場合には、東京都地球温暖化対策指針(平成21年東 京都告示第989号)別表第2の第1の部及び第2の部の表中「事業者の取組」の欄に掲げ る事項を参考にして、当該自動車に係る個別具体的な自動車環境負荷を低減するための取 組事項を定め、実施に努める。

11 その他自主的に取り組む事項

特定事業者は、自主的に取り組む事項として、次に掲げる事項等について定め、実施するものとする。

- (1) 自動車環境負荷を低減させるための取組を積極的に公表する。
- (2) 自動車環境負荷を低減するための取組に係る第三者評価の取得等に努めるとともに、その取得状況を公表する。
- (3) 従業員への研修及び自動車環境負荷を低減させるための具体的な取組を記載したマニュアルの作成等により、従業員に対し、自動車環境管理計画書の内容を周知し、徹底する。

12 自動車環境管理実績報告書の作成等

- (1) 特定事業者は、条例第29条の規定により、自動車環境管理実績報告書(以下「実績報告書」という。)を作成し、知事が別に定める点検表を添えて知事に提出するものとする。
- (2) 実績報告書の作成は、事前に(1)の点検表を作成し、その内容を踏まえて行うものとする。
- (3) 実績報告書の様式は、別記第2号様式によることとする。
- (4) 自動車環境負荷を低減するための取組に係る第三者評価を取得等した際は、その内容

を記載する。

- (5) 実績報告書及び(1)の点検表の作成に当たっては、二酸化炭素については別表第1に 掲げる排出係数を用いることとし、粒子状物質及び窒素酸化物については知事が別に定 める係数を用いることとする。
- 13 自動車環境管理計画書及び実績報告書の公表

条例第31条の規定により知事が行う自動車環境管理計画書及び実績報告書の公表は、特定事業者の概要及び3(1)のアからクまでの事項とする。

14 その他

この指針に定めるもののほか、自動車環境管理計画書及び実績報告書の作成、提出、公表等の実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附則

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の東京都自動車環境管理指針の規定は、この告示の施行の日の属する年度(以下「施行年度」という。)以後の年度に係る自動車環境管理計画書又は実績報告書を作成し、提出する特定事業者について適用し、施行年度より前の年度に係る自動車環境管理計画書又は実績報告書を作成し、提出する特定事業者については、なお従前の例による。

別表第1 二酸化炭素の排出係数(自動車排出ガス)

燃料	単位	排出係数
ガソリン	$(kg \cdot CO_2/L)$	2.32
軽油	$(kg \cdot CO_2/L)$	2.58
液化石油ガス	$(kg \cdot CO_2/L)$	1.71
圧縮天然ガス	$(kg \cdot CO_2/N m^3)$	2. 23
電気	$(kg \cdot CO_2/kWh)$	0
圧縮水素ガス	$(kg \cdot CO_2/kg)$	0

別表第2 エコドライブ及び自動車使用合理化の手法

(1) エコドライブの手法

大分類	小分類	内容
エコドラ		燃費の記録管理
イブに関		燃費に関する定量的目標の設定
する対策		エコドライブマニュアルの作成・配布
	適正運転の実施	エコドライブに関する教育・訓練の実施
		エコドライブの実施(空ぶかし、急発進・急加速運転等の削減等)
		アイドリング・ストップの徹底
		優良ドライバーの表彰等
		エコドライブ装置搭載車の導入
		デジタル式運行記録計等の活用
		エコタイヤの導入
	機器の導入	アイドリング・ストップ装置搭載車の導入
		キー抜きロープの導入
		エア・ヒーター、蓄熱マット、蓄冷式クーラー又はエア・ディフレクタの導入
		外部電源による冷蔵等貨物室の空調管理を可能とする装置の導入
		日常点検・整備マニュアルの作成・配布
		日常点検・整備に関する教育・訓練の実施
	車両の維持管理	日々の始業時点検・定期点検の完全実施
		エアークリーナーの定期的な点検
		運転日報の作成

(2) 自動車使用合理化の手法

(2) 目動」	車使用合理化の手法		
大分類	小分類	内容	
車両の有	共同輸配送の促進	物資の集荷・仕分け等の業務の共同化 (積載効率・輸送効率の向上)	
効利用の	発用制能及び促進	配送業務の共同化(輸送距離・使用車両の削減)	
促進	輸送能力の向上	便数削減等、効率的な輸配送推進のための車両の大型化	
	帰り荷の確保	配送と集荷を1台で実施できるように工夫	
	ジャスト・イン・タイムサービスの改善	時間指定配送の回数の低減を要請	
	○ 分吐眼 L 需 「	受注時間と配送時間の設定(ルール化)	
	受注時間と配送時間のルール化	緊急配送をできるだけ避ける(随時配送の廃止)	
	検品の簡略化	検品のルーチン化による時間の短縮	
	道路混雑時の輸配送の見直し等	朝タラッシュ時の配送を昼間配送に振替	
		積載効率が低い土曜日・日曜日の車両使用の削減	
	商品の標準化等	積み合わせを容易にするため商品荷姿を標準化	
自営転換		自家用貨物自動車による輸送から営業用貨物自動車による輸送への転換	
- Hara	71044	鉄道輸送の活用	
モーダルシス	ノトの推進	海運等の活用	
		鉄道、バス等の公共交通機関の利用	
		自転車・徒歩による移動	
八十六涌燃	関の利用の促進	マイカー通勤の禁止	
公共义地域的	男 (2 不) / T (2) [に) 医	カーシェアリングの利用促進	
		通勤用巡回バスの整備	
		事業用自動車の自宅持ち帰りの抑制	
		車載端末・パソコンによる配車システムの導入・拡大	
情報化の推済	隹	VICS (道路交通情報通信システム) 搭載カーナビゲーションシステム等によ	
111111111111111111111111111111111111111	_	る渋滞回避	
		ETC (無線通信を利用して有料道路の通行料金支払いを行うシステム) の導入	
		既存施設の機械化・自動化等	
物流施設の高	高度化、物流拠点の整備等	荷受け・仕分け業務の効率化のための物流拠点の整備	
		荷さばき場、駐停車場所、運転手控室等の整備	
		路上駐停車の自粛	
		IS014001 の認証を取得	
環境マネジメントシステム等		エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの認証を取得	
		グリーン経営認証の取得	
	·	東京都貨物輸送評価制度の評価を取得	
		グリーン・エコプロジェクトへの参加	
		環境報告書の作成	

自動車環境管理計画書

1 特定事業者の概要

特定	事業者の	名 称				
特定	事業者の所	在地				
	事 業 者 に こととなっ		年	月	日	
使用す	る自動車の) 台数			台	
業		種				
			所属			
連	絡	先	電話番号			
	小口	ノロ	ファクシミリ番号			
			電子メールアドレス			

2	基本方針

3	推進体制図		
L			
4	自動車から発生する温室効果	果ガス及び排出ガスの排出量の削減目標等	
		実績排出量(t)	
	CO ₂ 排出量	目標(計画期間平均排出量)(t)	
		削減率(%)	
		前年度実績排出量 (年度) (kg)	
	NOx排出量	目標(計画期間最終年度排出量) (kg)	
		削減率(%)	
		前年度実績排出量 (年度) (kg)	
	PM排出量	目標(計画期間最終年度排出量) (kg)	
		削減率(%)	
L			
5 [特定低公害・低燃費車等の	導入の取組に関する計画事項【基本対策】 容	
ŀ		<u></u>	

6 エコドラー	イブの取組に関する計	画【基本対策】	
	計画事項	内	容
エコドライブに関する対策			
	目の合理化の取組に関	する計画事項	
	計画事項	内	
車両の有効利用の促進			
その他自動車 使用の合理化 に関する計画 事項			
	カ車を利用する場合に 画 事 項	おける自動車環境負荷を低減するた 内	こめの取組に関する計画事項 容
	E的な取組に関する計 画 事 項	画事項 内	容
н			714

自動車環境管理実績報告書

1	自動車使用台数	
1		

	計画策定時	前年度実績
使用する自動車の台数		

2 自動車から発生する温室効果ガス及び排出ガス量の排出量

	へ へ	
CO ₂ 排出量	前年度実績排出量(t)	
	目標(計画期間平均排出量)(t)	
NO Hit 山 昌·	前年度実績排出量(kg)	
NOx排出量	目標(計画期間最終年度排出量)(kg)	
PM排出量	前年度実績排出量(kg)	
	目標(計画期間最終年度排出量) (kg)	

3	特定低公害 •	低燃費車等の導入	の取組に関する	報告事項	【基本対策】
---	---------	----------	---------	------	--------

1470134-11	120/10/21 14 14 14 17 17 17 17 1		
	内	容	
<u></u>			

4 エコドライブの取組に関する報告事項【基本対策】

報告	事 項	内	容
エコドライブに関 する対策			

報	告	事	項		内			容
車両の有効利	川用の							
促進								
その他自動車								
の合理化に関 計画事項	170							
九者の自動車	『を利	用する:	場合には	おける自動	車環境負荷を値	氏減するため	の取組に	2関する報告
立口 20 0 20 7 1 報			<u>源古(,</u> 項	01) 0 1 337	上水ルハドモド 内	AVA / G /C · ·		- X
								- н
								-н
								-14
								-H
								·н
その他自主	 的なI	 取組に	係る報	告事項				·H
その他自主 報	的なI 告		係る報 項	告事項	内			容
				告事項	内			
				告事項	内			
報	告	事	項				77. /E! left.	容
報	告自動車	事	項車荷を低	減するため	の取組に係る第			容
報 IS01400	告 自動車 1	事	項は荷を低れ	減するため 1 グリーン	の取組に係る第 経営	5三者評価の	アクショ	容 状況 ン21
報	告 自動車 1	事事費環境負無限等	項 !荷を低; □	減するため 1 グリーン (の取組に係る第 経営	ロエコ	アクショ	容